

優良産廃処理業者認定制度に関する 申請の手引



令和2年3月

〔情報開示請求及び公文書情報提供サービスの対象文書について〕

許可申請・届出等に伴い、東京都に御提出いただいた一切の資料・書類等は、第三者から東京都情報公開条例に基づく開示請求又は公文書情報の提供依頼があった場合、原則、開示対象となります。

目次

	ページ
1. 優良産廃処理業者認定制度とは	1
2. 申請方法等	
2. 1 受付窓口	2
2. 2 申請方法	2
2. 3 手数料	2
2. 4 手続きの流れ	3
3. 優良基準	
3. 1 遵法性	4
3. 2 事業の透明性	4
3. 3 環境配慮の取組	8
3. 4 電子マニフェスト	8
3. 5 財務体質の健全性	8
4. 優良認定申請に係る書類の作成	10
申請書類様式	13

1. 優良産廃処理業者認定制度とは

優良産廃処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）に適合する産業廃棄物処理業者を都知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（以下「優良認定業者」という。）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備（産業廃棄物処理業の許可証の右上に「優良」の文字を記載）することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的とするものです。制度の詳細は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（改訂 平成27年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）（以下「マニュアル」という。）を御参照ください。

※ この制度は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づくものであり、都が独自に実施している第三者評価制度（「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」）とは別制度です。

2. 申請方法等

優良認定の申請は更新許可の申請と同時に行うこととなりますので、それぞれ更新許可申請の手引き（新規・更新許可申請用）の内容についても必ず確認するようにしてください。

2. 1 受付窓口

受付窓口は次の2か所です。

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当 <u>（受付は毎週水曜日）</u> 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 19 階北側 J R 新宿駅西口から徒歩 15 分 都営大江戸線 都庁前駅から徒歩 5 分 電 話 03-5388-3587（直通） F A X 03-5388-1381
東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当 <u>（受付は毎週火・木曜日）</u> 〒190-0022 立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎 3 階 J R 立川駅南口から徒歩 15 分 J R 西国立駅から徒歩 7 分 電 話 042-528-2693（直通） F A X 042-522-9511

2. 2 申請方法

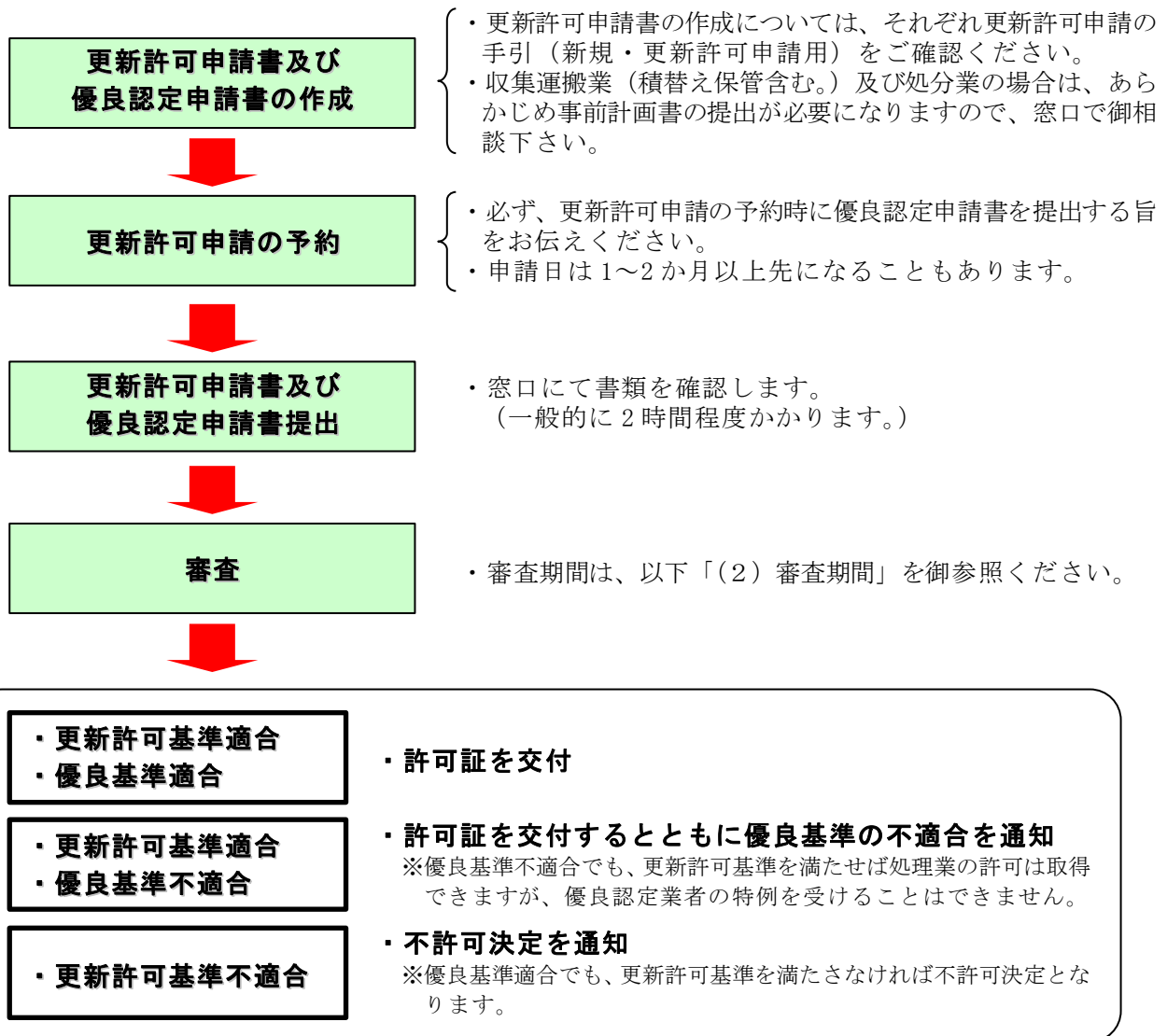
- ・優良認定の申請は、産業廃棄物処理業の更新許可申請書と同時に行ってください。なお、優良認定に関する窓口での確認には長時間を要するため、上記のとおり受付窓口によって受け付ける曜日を限定しています。必ず、更新許可申請の予約時に優良認定の申請を行う旨をお伝えください。
- ・郵送での受付は行っておりません。
- ・提出部数は**正副 2 部**です。副本は申請者の控えとなりますので、正本の写しで構いません。

2. 3 手数料

優良認定の申請に手数料はかかりません。更新許可申請の手数料のみお支払いいただきます。

2. 4 手続きの流れ

(1) 申請の流れ



(2) 審査期間

優良認定申請を同時に行う場合における更新許可申請の審査の標準処理期間（許可証交付までの期間）は申請書受理後80日です。

ただし、次の期間は標準処理期間に含まれません。

- ・ 予約日から更新許可申請書及び優良認定申請書を受理するまでの期間
- ・ 更新許可申請書及び優良認定申請書受理後、補正に必要な書類等の追加に要する期間
- ・ 土日祝日、年末年始（12/29～1/3）

3. 優良基準

優良基準は主に、「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組」、「電子マニフェスト」及び「財務体質の健全性」の各項目から構成されており、すべての基準を満たしている必要があります。

以下に概略を記載しますが、詳細は、施行規則（第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2、第10条の16の2）及びマニュアルに記載されていますので併せて御参照ください。

3. 1 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間（産業廃棄物処理法第14条第1項の許可を受けている期間に限る。）において、都道府県、政令市や環境大臣による特定不利益処分を受けていないこと。

《特定不利益処分一覧》

	特定不利益処分の種類	産業廃棄物処理法における根拠条文
1	産業廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3、第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。）
2	産業廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2、第15条の2の7
3	産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2、第15条の3
4	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項（第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）
5	広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項（第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）
6	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項（第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）
7	産業廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
8	産業廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5、第19条の6第1項

3. 2 事業の透明性

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報^{※2}を、一定期間継続^{※1}してインターネットを利用する方法により公表し、かつ所定の頻度で更新していること。

※1 優良認定の申請をする場合の公表期間は以下のとおりです。

- ① 初めて優良認定の申請をする場合は、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間
- ② 既に優良認定（優良確認（平成23年4月1日の時点で既に産業廃棄物処理業の許可を受けている者から、その許可の有効期間の満了日までの間に、都道府県知事・政令市長に申請を行い、優良基準に適合している旨の確認を受けることをいう。以下同じ。））されている方が、再度、優良認定の申請をする場合は、前回優良認定（優良確認）を申請した日から当該申請の日までの間

※2 情報公表項目は下表のとおりです。申請する処理業の内容（下表「適用」参照）によって異なりますので御注意ください。なお、記載例はマニュアルを御参照ください。

《情報公表項目》

公表事項	更新頻度	適用	
		収運	処分
1-1 【法人の場合】法人に関する基礎情報 (1)名称（変更に係る履歴を含む。） (2)事務所又は事業場の所在地 (3)設立年月日 (4)資本金又は出資金（変更に係る履歴を含む。） (5)代表者、役員及び令第6条の10に規定する使用人の氏名及び就任年月日 (6)事業の内容（変更に係る履歴を含む。）（都道府県、政令市において産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係るものを含む。）	変更の都度（ただし、(5)は1年に1回以上）	○	○
1-2 【個人の場合】個人に関する基礎情報 ・氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合は、変更に係る履歴を含む。）	変更の都度	○	○
2 事業計画の概要 注）都道府県、政令市において産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係るものを含む。	変更の都度	○	○
3 申請者が受けている処理業の許可証の写し 注）都道府県、政令市において産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係るものを含む。	変更の都度	○	○
4-1 運搬施設に関する事項 (1)運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2)積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限（特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限）	変更の都度（ただし、(1)は1年に1回以上）	○	—

公表事項	更新頻度	適用	
		収運	処分
4-2 処理施設に関する事項 (1) 設置場所 (2) 設置年月日 (3) 当該施設の種類 (4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） (5) 処理能力（最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量） (6) 処理方式 (7) 構造及び設備の概要 (8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合には、当該許可に係る許可証の写し	変更の都度	—	○
5 処理行程図 ・事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理行程図	変更の都度	—	○
6 一連の処理の行程 ・情報公表日の属する月の前々月までの1年間において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。） (1) 当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該（特別管理）産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該（特別管理）産業廃棄物の保管量 (4) 当該（特別管理）産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 当該（特別管理）産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法	1年に1回以上	—	○
7-1 （特別管理）産業廃棄物の受入量・運搬量 ・ <u>情報公表日の属する月の前々月までの3年間（以下「直前3年間」という。）</u> *の各月において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (1) （特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) （特別管理）産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	1年に1回以上	○	—

公表事項	更新頻度	適用	
		収運	処分
<p>7-2 (特別管理) 産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量</p> <p>・直前3年間*の各月において事業者から引渡しを受けた(特別管理)産業廃棄物に関する次に掲げる事項(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。)</p> <p>(1)当該(特別管理)産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2)当該(特別管理)産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量</p> <p>(3)当該(特別管理)産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量</p>	1年に1回以上	—	○
<p>8 維持管理状況(一部の処理施設に限る。)</p> <p>・直前3年間*の事業の用に供する産業廃棄物処理施設(焼却施設、最終処分場、廃石綿等熔融施設、PCB処理施設に限る。)の維持管理の状況に関する情報</p> <p>注)詳細はマニュアルを御参照ください。</p>	1年に1回以上	—	○
<p>9 熱回収実績(焼却施設に限る。)</p> <p>・直前3年間*の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量(当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量)及び当該焼却施設において熱回収された産業廃棄物の量</p>	1年に1回以上	—	○
<p>10 【法人の場合】財務諸表</p> <p>・直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p>	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
<p>11 処理料金の提示方法</p> <p>・事業者がその(特別管理)産業廃棄物の処理を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法</p>	変更の都度	○	○

公表事項	更新頻度	適用	
		収運	処分
12 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（ただし、人員配置は1年に1回以上）	○	○
13 事業場の公開の有無・公開頻度 ・事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合は公開の頻度	変更の都度	○	○

※ 直前3年間とは

例えば、情報公表日(更新日)が「令和2年4月15日」の場合は、公表の対象は「平成29年3月～令和2年2月」となります。（前々月ではなく）前月（令和2年3月）までのデータを公表する場合であっても、公表の対象の始期は、（平成29年4月ではなく）平成29年3月となりますので、遺漏のないよう対応してください。

(注 意)

所定の頻度で更新されていない事例が多く見られます。特に更新頻度が1年に1回以上の項目は年2回以上更新することをおすすめします。

3. 3 環境配慮の取組

ISO14001、エコアクション21、又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。なお、上記認証制度による認証を事業所単位で受けている場合は、都内の全ての事業所で認証を受けている必要はありません。

3. 4 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

3. 5 財務体質の健全性

- ① 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値をいう。以下同じ。）が百分の十以上であること。
- ② 直前3年の各事業年度における経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。）の平均値が零を超えること。
- ③ 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税*、社会保険料及び労働保険料（都内の事務所・事業所について納付義務があるものに限る。）について、滞納していないこと。
- ④ 都内の最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

(注) 令和2年10月1日から、上記①の基準が以下のとおり変更となります。

ア 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

イ 直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること又は前事業年度における営業利益金額等(損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。)が零を超えること。

※ (国 税) 法人税、消費税

(地方税) 地方消費税、住民税(法人都民税、法人市町村民税)、法人事業税、固定資産税(土地家屋用、資産償却用)、都市計画税、事業所税、不動産取得税

(地方税は、いずれも都及び都内の区市町村に納付義務のあるものに限る。)

《参考》 以下には概略を記載しております。詳細は都税事務所のホームページ等で御確認ください。

税金の種類	概要
法人都民税 法人市町村民税	都内に事務所や事業所等がある法人に課される税金
法人事業税	都内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人等に課される税金
固定資産税(土地家屋用) 都市計画税	都内に固定資産を所有している方に課される税金
固定資産税(償却資産用)	土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものに課される税金
事業所税	23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市において、資産割が23区内全域の事業所等の床面積の合計が1,000平方メートル(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人、従業者割が23区内全域の事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人に課される税金
不動産取得税	土地や家屋を購入したり、家屋を建築するなどして不動産を取得したりしたときに、登記の有無にかかわらず課される税金

4. 優良認定申請に係る書類の作成

優良認定申請書は、以下に記載した順に並べ、それぞれ更新許可申請書とは別に綴じてください。綴じ方は、左側に2穴パンチで穴を開け、綴じひもで綴じてください。なお、必要に応じて、以下に記載していない書類の提出を求めることがありますので、お含みおきください。

(1) 共通

- ① 優良認定申請書 (p. 14)
- ② 委任状 (申請書作成を他者に委任する場合で申請書に申請者印がないとき等)
- ③ 優良産廃処理業者の認定を受けた自治体一覧表 (p. 15)

(2) 遵法性に関する書類

- ④ 特定不利益処分に該当しない旨の誓約書 (p. 16)

(3) 事業の透明性に関する書類

- ⑤ 「産廃情報ネット」の「優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項」による更新履歴情報
 - ・対象は p. 4 の 3. 2 ※1 に掲げる公表期間すべてです。
 - ・「産廃情報ネット」の「優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項」を利用していない場合は、「インターネットによる情報公開の更新履歴等確認書」(p. 17) の提出でも構いません。
- ⑥ インターネットによる情報公開画面を印刷したもの
 - ・以下に示す期間の情報公開画面を添付してください。
 - a. 初めて優良認定の申請をする場合
産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の前日 6 月間
 - b. 既に優良認定 (優良確認) を受けている方が、再度、優良認定の申請をする場合
前回優良認定 (優良確認) を申請した日から当該申請の日まで
 - ※ ただし、他の道府県、政令市において既に優良認定を受けている場合は、当該認定を申請した日から都への申請の日までの期間とすることができます。この場合は、当該道府県、政令市の受理印が押されている申請書の該当ページ (写) を添付してください。
 - ・情報公開画面は、上記期間の直前の更新日における全てを添付したうえで、その後は更新した箇所のみを添付してください (更新した箇所にはマーカーを引いてください。また、時系列に綴り、更新日ごとにインデックスをつけてください。)

(注) 令和 2 年 10 月 1 日から、上記⑤⑥の書類に代え、環境大臣から指定を受けた者が作成した書類とすることができます。他道府県に申請する場合などに有効ですので御活用ください。

(4) 環境配慮の取組に関する書類

- ⑦ IS014001 の認証書の写し又はエコアクション 21 の認証登録証の写し
- ・エコアクション 21 と相互認証されている認証制度の認証を受けている場合は、その旨が分かる書類を提出してください。

(5) 電子マニフェストに関する書類

- ⑧ 電子マニフェストの加入証の写し

(6) 財務体質の健全性に関する書類

- ⑨ 経営状況確認書 (p. 19)
- ⑩ 法人税・消費税・地方消費税の納税証明書
- ・各税務署で取得できます。
 - ・「その 3 の 3 未納の税額がないことの証明」を添付してください。
- ⑪ 法人都民税の納税証明書
- ・各都税務所で取得できます。
 - ・直近 3 年分の納税証明書を添付してください。
- ⑫ 法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書
- ・各市役所、町村役場で取得できます。
 - ・「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの (直近 3 年分)」を添付してください。
- ⑬ 法人事業税の納税証明書
- ・各都税務所で取得できます。
 - ・直近 3 年分の納税証明書を添付してください。
- ⑭ 固定資産税 (土地家屋用) 及び都市計画税の納税証明書
- ・23 区内については各都税務所で (区ごとの納税額が分かるものに限ります。)、多摩地区及び島しょ部については各市役所及び町村役場で取得できます。
 - ・「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの (直近 3 年分)」を添付してください。
- ⑮ 固定資産税 (償却資産用) の納税証明書
- ・23 区内については各都税務所で (区ごとの納税額が分かるものに限ります。)、多摩地区及び島しょ部については各市役所及び町村役場で取得できます。
 - ・「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの (直近 3 年分)」を添付してください。
- ⑯ 事業所税の納税証明書
- ・23 区内については各都税務所で、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市については各市役所で取得できます。
 - ・「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの (直近 3 年分)」を添付してください。

⑰ 不動産取得税の納税証明書

- ・各都税事務所で取得できます。
- ・直近3年分の納税証明書を添付してください。

⑱ 社会保険料の納入確認書

- ・「未納の無いことの確認書」、「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24か月分）」又は「領収済通知書の写し（24ヶ月分）」を添付してください。
- ・都内の産業廃棄物処理業に係る事務所や事業所に係る社会保険料を納付している年金事務所が発行する確認書を添付してください。（都内の事業所に係る社会保険料を都外の年金事務所に納付している場合は、納付先の年金事務所の確認書が必要です。）

⑲ 労働保険料の納入証明書

- ・都内の産業廃棄物処理業に係る事務所や事業所に係る労働保険料を納付している地方労働局が発行する「直近3年分の納入証明書」を添付してください。（都内の事業所に係る労働保険料を都外の地方労働局に納付している場合は、納付先の地方労働局の証明書が必要です。）

注 1) 納税証明書、納入証明書は申請日から遡って6か月以内に発行されたものに限りです。

注 2) 都内に事務所、事業所、駐車場が存在するにも関わらず、固定資産税（土地家屋用）を支払っていない場合は、「賃貸借契約書の写し」など、その理由が分かるものを添付してください。

注 3) 都内に事務所、事業所、駐車場が存在しないなどの理由により、納税証明書・納入確認書の一部又は全部を省略する場合は、都内に事務所等が存在しないなどの旨、及び省略する納税証明書等の一覧を記載した誓約書を提出してください。

申請書類様式

産業廃棄物
特別管理産業廃棄物

処理業の優良認定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

F A X 番号

産業廃棄物
特別管理産業廃棄物

処理業の更新許可申請に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第6条の9第2号

第6条の11第2号

第6条の13第2号

第6条の14第2号

に定める基準への適合認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

許 可 の 許 可 番 号	第 1 3 - - 号
収 集 運 搬 業 ・ 処 分 業 の 区 分	
※ 事 務 処 理 欄	

優良産廃処理業者の認定を受けた自治体一覧表

都道府県市名	許可の種類	優良基準の適合を受けた年月日

特定不利益処分に該当しない旨の誓約書

東京都知事 殿

年 月 日

申請者が、従前の許可の有効期間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号に規定する「特定不利益処分」を受けていないことを誓約します。

申請者 住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

特定不利益処分とは

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

インターネットによる情報公開の更新履歴等確認書

全ての公開事項を公開した年月日 年 月 日

公開情報を閲覧できるホームページアドレス

公開事項		更新頻度	更新年月日 (履歴)	更新した事項	適用	
					収運	処分
1-1 法人に関する 基礎 情報	(1)名称	変更の都度			○	○
	(2)事務所又は事業場の所在地	変更の都度			○	○
	(3)設立年月日	変更の都度			○	○
	(4)資本金又は出資金	変更の都度			○	○
	(5)代表者、役員及び令第6条 の10に規定する使用人の氏 名及び就任年月日	1年に1回以上			○	○
	(6)事業の内容	変更の都度			○	○
1-2 個人に関 する基礎 情報	氏名、住所及び事業の内容	変更の都度			○	○
2	事業計画の概要	変更の都度			○	○
3	申請者が受けている処理業の許可証の 写し	変更の都度			○	○
4-1 運搬施設 に関する 事項	(1)運搬施設の種類及び数量並 びに運搬車に係る低公害車 の導入の状況	1年に1回以上			○	—
	(2)積替え又は保管を行う場合 には、積替え又は保管の場 所ごとの所在地、面積、積 替え又は保管を行う産業廃 棄物の種類及び積替えのた めの保管上限	変更の都度			○	—
4-2	処理施設に関する事項	変更の都度			—	○
5	処理行程図	変更の都度			—	○
6	一連の処理の行程	1年に1回以上			—	○
7-1	産業廃棄物の受入量・運搬量	1年に1回以上			○	—
7-2	(特別管理)産業廃棄物の受入量・ 処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上			—	○

8 維持管理状況	1年に1回以上			—	○
9 熱回収実績（焼却施設に限る。）	1年に1回以上			—	○
10 財務諸表(法人の場合)	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度			○	○
11 処理料金の提示方法	変更の都度			○	○
12 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度(人員配置は1年に1回以上)			○	○
13 事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度			○	○

経営状況確認書

下表はいずれも1円単位で記載してください。

《自己資本比率》

	第 期	第 期	第 期 (直近の期)
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	～	～	～
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
純資産の額(a)			
負債の額			
純資産と負債の合計額(b)			
自己資本比率(%) (a) ÷ (b) × 100			

《営業利益金額等》

	第 期 (直近の期)
	年 月 日
	～
	年 月 日
営業利益(c)	
減価償却費(d)	
営業利益+減価償却費(c)+(d)	

注) 「減価償却費」が決算書類を見ても確認できない場合は、減価償却費は零としてください。

《経常利益金額等》

	第 期			第 期			第 期 (直近の期)			三年分の平均額		
	年	月	日	年	月	日	年	月	日		年	月
経常利益(e)												
減価償却費(f)												
経常利益+減価償却費(e)+(f)												

注) 「減価償却費」が決算書類を見ても確認できない場合は、減価償却費は零としてください。